基本方針改正に関するヒアリング項目

本年5月に成立した障害者差別解消法の一部改正法の施行に向けて、今後「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)を改定することとしております。その検討に当たりましては、関係団体の方からヒアリングを実施したいと考えております。ついては、基本方針改定の観点から、以下の各設問につき御意見・事例等の御回答をよろしくお願いいたします。

1.行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための 措置に関する共通的な事項について

(1)不当な差別的取扱いについて

「不当な差別的取扱いの基本的な考え方」や「正当な理由の判断の視点」 について、現行の基本方針に追記すべき点や現行の基本方針の記載から変 更すべき点等はありますか。

また、そのように考える根拠となるような事例(実際の現場で対応に苦慮 している事例等)はありますか。

(2)合理的配慮の提供について

「合理的配慮」及び「過重な負担」の基本的な考え方について、現行の基本方針に追記すべき点や、現行の基本方針の記載から変更すべき点等はありますか。

また、そのように考える根拠となるような事例(実際の現場で対応に苦慮 している事例等)はありますか。

合理的配慮の提供に当たって障害者と事業者又は行政機関等との双方の 建設的対話を行うために、どのようなことが必要であると考えますか。 また、そのように考える根拠となるような事例(建設的対話がうまくいった/いかなかった事例)はありますか。

2. 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項について

障害を理由とする差別に関する相談体制について、どのような課題があり、

どのような対応が必要と考えますか。

障害を理由とする差別に関する啓発活動、障害者差別解消支援地域協議会、 事例の収集・共有について、どのような課題があり、どのような対応が必 要と考えますか。

3. その他

その他基本方針の改定に当たり検討すべき点などがあればお聞かせください。

(以上)